

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
ご近所福祉ネットワーク活動支援事業 実施要綱

平成30年 3月12日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う「ご近所福祉ネットワーク活動支援事業」（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定め、主に佐用町内の各自治会（以下「自治会」という。）が主体となつて行う、住民相互の日常的な見守り・支え合いの体制を構築、また継続実施するために、当該活動費用の助成を行い、公的なサービスでは対応できない生活支援や生活雑事などを通して、身近な地域での住民相互の安心で安全なまちづくりを支援することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 本事業による支援対象は、自治会とする。ただし、近隣する複数の自治会が協力して本事業に取り組むこともできる。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「ご近所福祉ネットワーク活動」とは、自治会等が主体となつて、要援護者に対する日常的な見守り・支え合いの体制づくりや災害時の避難支援等の仕組みづくりなど、要援護者が身近な地域で安心安全に暮らすための取り組みのことをいう。
- (2) 「要援護者」とは、65歳以上の高齢者のみの世帯（ひとり暮らしの高齢者を含む。）、介護保険の要介護認定・障がい者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている方、不登校や引きこもりの方、乳幼児、外国人等をいう。
- (3) 「支え合いマップ」とは、地域の要援護者とその人への住民の関わりをマップ（住宅地図）に落とし込み、支え合い活動の実施状況や支援の欠けている状況を把握し、その地域の取り組み課題を抽出するもの。

(対象活動)

第4条 助成対象とする活動は、自治会が主体となり民生委員児童委員、民生児童協力委員及び福祉委員等の福祉関係者と協力して行う、当年度内に取り組む以下の活動とする。

(1) 必須活動

- ①住民を主体とした、要援護者への見守り・支え合い体制の組織づくり
 - ・自治会役員、福祉委員、民生委員児童委員及び民生児童協力委員等で構成する福祉会等の組織を設置
 - ・福祉会等において、生活問題や課題を抱えた家庭の情報、地域の福祉問題や課題等について話し合い、情報を共有（年2回以上）

(2) 選択活動

- ①ふれあい・いきいきサロン活動による「地域の集いの場」づくり
（サロンに来られなかった人への、事後の安否確認も含む）
- ②要援護者への週に1回以上の友愛訪問、近隣声かけ隊、ゴミ出し時の声かけ
- ③福祉制度では対応できないお手伝い活動（草取り、電球交換、家具の移動など）
- ④自治会が主体となつて行う、住民の見守りをテーマとした住民全体での話し合いの場（年2回以上）

⑤支え合いマップの作成及び見直し（要援護者及び支援者の情報、避難所及び避難経路の記載）

⑥災害時における要援護者の特性に応じた個別避難訓練の実施

⑦その他、ご近所福祉ネットワーク活動の質の向上を図るために必要な先駆的、開拓的活動

2 必須活動は、必ず取り組まなければならない。

3 選択活動は、1つ以上取り組まなければならない。

（事業年度）

第5条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（助成額）

第6条 助成額は別表1のとおりとし、助成額を100%とする。

2 社協会員数は、前年度の社協会員数を基準とする。

（助成対象経費）

第7条 助成対象経費は別表2のとおりとする。ただし、選択活動のふれあい・いきいきサロン活動については、この限りではない。

（助成金の申請）

第8条 助成金を申請する自治会は、「助成申請書兼交付申請書」（様式第1号）及び「事業計画・収支予算書」（様式第2号）に必要事項を記入し、助成金を振込する通帳の見開きページのコピーを添えて本会に提出する。

（助成の決定・交付）

第9条 助成金の交付決定は、本会会長が行う。

2 助成金の交付が決定した自治会に対して、本会は「助成金交付決定通知書」（様式第3号）により通知するとともに、自治会からの「助成申請書兼交付申請書」に基づき助成金を交付する。

（助成金の重複受給）

第10条 助成を受ける自治会が、行政を含む他の機関から助成を受けることを認める。ただし、同一の経費に対して助成金を重複受給してはならない。

（事業実績報告）

第11条 助成を受けた自治会は、事業終了後（年度末）、「完了報告書」（様式第4号）により本会へ実績報告をしなければならない。

（助成金の余剰）

第12条 助成対象年度の期末において助成金に余剰が生じた場合は、速やかに当該余剰金を本会に返還するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成30年4月1日より施行する。

2 この要綱の制定により、「社会福祉法人佐用町社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業助成要綱」は平成33年3月31日をもって廃止とする。

3 平成30年度～平成32年度の3年間については、激変緩和措置として、本要綱か「社会福祉法人佐用町社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業助成要綱」のいずれかを選択し、助成を申請することができる。

別表1（第6条関係）

活動区分	メニュー	金額
必須活動	住民を主体とした、要援護者への見守り・支え合い体制の組織づくり	20,000円
選択活動	①ふれあい・いきいきサロンの開催	400円×社協会員数
	②友愛訪問・近隣声かけ隊等の実施	5,000円
	③お手伝い活動の実施	5,000円
	④話し合いの場づくり	5,000円
	⑤支え合いマップの作成及び見直し	5,000円
	⑥個別避難訓練の実施	5,000円
	⑦その他の先駆的、開拓的活動	協議の上、助成額を決定 (上限額20,000円)

別表2（第7条関係）

科目	内容
消耗品費	福祉会等で使用する事務用消耗品や住民の相互支援に係る消耗品の購入費
通信運搬費	福祉会等の開催に係る切手、ハガキの購入費又は電話代
諸謝金	福祉会等の運営や住民の相互支援に関する研修の講師謝礼
旅費交通費	福祉会等の運営や住民の相互支援に関する研修の講師旅費
会議費	福祉会等の開催に係る飲物の購入費（助成額の3割以下）
印刷製本費	住民へ啓発又は周知するためのチラシ等の印刷代
手数料	各種支払に係る振込手数料等
保険料	活動に係る保険料
使用料、賃借料	器材及び備品等の使用料、賃借料
福祉委員活動費	社協から委嘱されていないが、自治会において選任している福祉委員の活動費（1人あたり年間5,000円まで）